

玄海国定公園  
(福岡県地域)

公園計画書



## 目 次

1	基本方針	4 ページ
2	規制計画	6 ページ
(1)	保護規制計画及び関連事項	6 ページ
ア	特別地域	6 ページ
(ア)	第1種特別地域	9 ページ
(イ)	第2種特別地域	15 ページ
(ウ)	第3種特別地域	22 ページ
イ	関連事項	29 ページ
(ア)	普通地域	29 ページ
ウ	面積内訳	31 ページ
(ア)	地域地区別土地所有別面積	31 ページ
(イ)	地域地区別市町村別面積	33 ページ
3	事業計画	35 ページ
(1)	施設計画	35 ページ
ア	利用施設計画	35 ページ
(ア)	集団施設地区	35 ページ
(イ)	単独施設	37 ページ
(ウ)	道路	45 ページ
a	車道	45 ページ
b	自転車	47 ページ
c	歩道	49 ページ
(エ)	運輸施設	51 ページ

## 1 基本方針

玄海国定公園は、福岡県遠賀郡の三里松原から西方、佐賀県唐津湾の虹ノ松原に至る十余りの弧状松原海岸が多数の陸繁島を節として、連続したいわゆる白砂青松の自然景観を主体とし、加えて上古の文化、史跡、伝説等を包蔵する文化景観を統合した地域から形成されており、また、北九州、福岡両都市を包む都市近郊型の自然公園としての特徴を有している。

そのため、本公園の保護と適切な利用を図るため、次の方針により公園計画を設定するものである。

### (1) 規制計画

#### ア 保護規制計画

新たに公園区域に編入する地域で、特別地域として保護及び利用を図っていくことが望ましい地域については、特別地域への編入に努める。

##### (ア) 特別保護地区

- ・特に自然生が高く傑出した景観を有する海岸、特異な地質からなる海岸、自然性が高い海鳥類の繁殖地等を特別保護地区として厳正な保護を図る。

##### (イ) 第1種特別地域

- ・特異な生態系・地形地質が優れた景観を形成している地域等を第1種特別地域とする。

##### (ウ) 第2種特別地域

- ・利用拠点の周囲、良好な状態で自然植生が維持されている地域、特異な地形・地質の露出地、展望地点や海上からの眺望対象として重要な地域等を第2種特別地域とする。

##### (エ) 第3種特別地域

- ・上記の地域以外と一体となって風景を形成している地域、人工林や二次林を主体とした地域等を第3種特別地域とする。

##### (オ) 海域公園地区

- ・透明度が高く、多様な海藻群落等が発達する海域を海域公園地区とする。

### (2) 施設計画

#### ア 利用施設計画

##### (ア) 集団施設計画

- ・集団施設地区については、快適な公園利用の拠点となる集団施設地区の新たな指定を検討する。また、既存の地区については、整備内容を利用実態に応じて計画する。
- ・公園の利用及び管理のための施設を総合的に整備し、快適な公園利用の拠点として必要と思われるものについて、実施可能性と風致景観に対する影響が少ないことを確認した上で追加を行うものとする。
- ・現に計画のある集団施設については、全般にわたり事業執行状況を確認し、必要性又は実現可能性の乏しいもの、あるいは風致景観に著しい影響を及ぼすと予測されるものについては、削除を行うものとする。

(イ) 単独施設

- ・利用実態から見て必要である施設又は現存し、公園利用に用いられている施設について、事業実施の可能性や整備による風致景観への支障のないことを確認の上でふさわしい種別の計画を位置づける。

(ウ) 車道

- ・園地や集団施設地区への到達路、興味地点をつなぐ車道として現存し、利用されている車道を位置づける。

(エ) 自転車道

- ・自然海岸の眺望に優れ、自転車道として現存し、利用されている、あるいはその見込みのある自転車道を位置づける。

(オ) 歩道

- ・整備による風致景観への支障のないことを確認の上、現存する歩道を中心として、風景（自然・人文風景）歴史、文化などの奥深さを知り、体験することのできる歩道を計画する。

(カ) 運輸施設

- ・可也山頂の園地までの交通の便を図り、利用されている、あるいはその見込みのある運輸施設を位置づける。

2 規制計画

(1) 保護規制計画

保護規制計画は次のとおりである。

ア 特別地域

次の区域を特別地域とする。

(表1 : 特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
福岡県 (北九州市)	北九州市内 国有林福岡森林管理署遠賀川森林計画区 3109林班の一部  北九州市若松区 大字有毛及び大字乙丸の各一部	53    〔 国 23 公 0 私 30 〕
(福岡市)	福岡市内 国有林福岡森林管理署福岡森林計画区 58林班及び59林班の全部並びに47林班、48林班、52林班及び61林班の各一部  福岡市東区 大字三苫、大字奈多、大字西戸崎、大字志賀島、大字勝馬、大字下原、下原三丁目及び大字香椎の各一部  福岡市西区 大机島、小机島、柱島及び黒瀬の全部並びに大字能古、大字玄界島、大字下山門、大字今宿青木、大字今津、大字小田、大字宮浦、大字西浦、大字上原及び大字羽根戸の各一部	1,769    〔 国 276 公 125 私 1,368 〕
(宗像市)	宗像市内 国有林福岡森林管理署福岡森林計画区 113林班の一部及び114林班の全部  宗像市 鐘崎、神湊、田野、江口、地島、田島、吉田及び多禮の各一部	680   〔 国 159 公 61 私 460 〕
(古賀市)	古賀市 久保、古賀及び鹿部の各一部	91  〔 国 0 公 7 私 84 〕

都道府県名	区 域	面積 (ha)
(福津市)	<p>福津市内            国有林福岡森林管理署福岡森林計画区            111林班の一部及び112林班の全部</p> <p>福津市            花見が浜3丁目、勝浦、渡、津屋崎、宮司及び在自            の各一部</p>	<p>468</p> <p>〔 国 57            公 24            私 387 〕</p>
(糸島市)	<p>糸島市内            国有林福岡森林管理署福岡森林計画区            64林班から66林班までの全部並びに60林班、62林班            及び69林班の各一部</p> <p>糸島市            加布里、高祖、二丈浜窪、二丈田中、二丈松末、二            丈深江、二丈福井、二丈吉井、二丈鹿家、志摩野北、            志摩桜井、志摩芥屋、志摩船越、志摩小富士、志摩            御床、志摩小金丸、志摩西貝塚、志摩岐志及び志摩            姫島の各一部</p>	<p>1,784</p> <p>〔 国 302            公 98            私 1,384 〕</p>
(新宮町)	<p>糟屋郡新宮町内            国有林福岡森林管理署福岡森林計画区            45林班及び47林班の各一部並びに51林班の全部</p> <p>糟屋郡新宮町            大字相島、大字湊、大字上府、大字下府、            大字立花口及び大字原上の各一部</p>	<p>379</p> <p>〔 国 116            公 24            私 239 〕</p>
(久山町)	<p>糟屋郡久山町内            国有林福岡森林管理署福岡森林計画区            52林班の一部</p>	<p>21</p> <p>〔 国 21            公 0            私 0 〕</p>

都道府県名	区 域	面積 (ha)
(岡垣町)	遠賀郡岡垣町内 国有林福岡森林管理署遠賀川森林計画区 3104林班、3105林班の全部及び3103林班の一部  遠賀郡岡垣町 大字波津の一部	540 〔 国 426 〕 公 0 私 114 〕
(これらの地域の地先海岸、地先島しょ及び地先岩礁を含む。)		
合 計		5,785 〔 国 1,380 〕 公 339 私 4,066 〕

(ア) 第1種特別地域

次の区域を第1種特別地域とする。

(表2 : 第1種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)																
福岡県 (福岡市)	福岡市内 国有林福岡森林管理署福岡森林計画区 47林班、48林班、52林班及び61林班の各一部	<table style="border: none;"> <tr> <td style="border: none;">〔</td> <td style="border: none;">国</td> <td style="border: none;">194</td> <td style="border: none;">〕</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">〔</td> <td style="border: none;">公</td> <td style="border: none;">102</td> <td style="border: none;">〕</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">〔</td> <td style="border: none;">私</td> <td style="border: none;">27</td> <td style="border: none;">〕</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;">65</td> </tr> </table>	〔	国	194	〕	〔	公	102	〕	〔	私	27	〕				65
	〔		国	194	〕													
	〔		公	102	〕													
〔	私	27	〕															
			65															
福岡市東区 大字三苫、大字奈多、大字西戸崎及び大字下原の各一部																		
福岡市西区 大机島、小机島、柱島及び黒瀬の全部並びに大字下山門及び大字今津の各一部																		
(宗像市)	宗像市内 国有林福岡森林管理署福岡森林計画区 113林班の一部	<table style="border: none;"> <tr> <td style="border: none;">〔</td> <td style="border: none;">国</td> <td style="border: none;">151</td> <td style="border: none;">〕</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">〔</td> <td style="border: none;">公</td> <td style="border: none;">89</td> <td style="border: none;">〕</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">〔</td> <td style="border: none;">私</td> <td style="border: none;">28</td> <td style="border: none;">〕</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;">34</td> </tr> </table>	〔	国	151	〕	〔	公	89	〕	〔	私	28	〕				34
	〔		国	151	〕													
〔	公	89	〕															
〔	私	28	〕															
			34															
宗像市 鐘崎、神湊、田野及び江口の各一部																		
(古賀市)	古賀市 久保、古賀及び鹿部の各一部	<table style="border: none;"> <tr> <td style="border: none;">〔</td> <td style="border: none;">国</td> <td style="border: none;">45</td> <td style="border: none;">〕</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">〔</td> <td style="border: none;">公</td> <td style="border: none;">0</td> <td style="border: none;">〕</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">〔</td> <td style="border: none;">私</td> <td style="border: none;">7</td> <td style="border: none;">〕</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;">38</td> </tr> </table>	〔	国	45	〕	〔	公	0	〕	〔	私	7	〕				38
	〔		国	45	〕													
〔	公	0	〕															
〔	私	7	〕															
			38															
古賀市																		
(福津市)	福津市内 国有林福岡森林管理署福岡森林計画区 112林班及び111林班の各一部	<table style="border: none;"> <tr> <td style="border: none;">〔</td> <td style="border: none;">国</td> <td style="border: none;">147</td> <td style="border: none;">〕</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">〔</td> <td style="border: none;">公</td> <td style="border: none;">47</td> <td style="border: none;">〕</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">〔</td> <td style="border: none;">私</td> <td style="border: none;">17</td> <td style="border: none;">〕</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;">83</td> </tr> </table>	〔	国	147	〕	〔	公	47	〕	〔	私	17	〕				83
	〔		国	147	〕													
〔	公	47	〕															
〔	私	17	〕															
			83															
福津市 花見が浜3丁目、勝浦、渡、津屋崎及び宮司の各一部																		

都道府県名	区 域	面積 (ha)
(糸島市)	糸島市内 国有林福岡森林管理署福岡森林計画区 66林班の全部並びに62林班、64林班、65林班及び69 林班の各一部  糸島市 二丈吉井、二丈鹿家 志摩野北、志摩芥屋及び志摩 小金丸の各一部	221  〔 国 179 〕 〔 公 6 〕 〔 私 36 〕
(新宮町)	糟屋郡新宮町内 国有林福岡森林管理署福岡森林計画区 45林班及び51林班の各一部  糟屋郡新宮町 大字上府及び大字下府の各一部	97  〔 国 97 〕 〔 公 0 〕 〔 私 0 〕
(久山町)	糟屋郡久山町内 国有林福岡森林管理署福岡森林計画区 52林班の一部	16  〔 国 16 〕 〔 公 0 〕 〔 私 0 〕
(岡垣町)	遠賀郡岡垣町内 国有林福岡森林管理署遠賀川森林計画区 3104林班及び3105林班の全部並びに3103林班の一部  遠賀郡岡垣町 大字波津の一部	475  〔 国 426 〕 〔 公 0 〕 〔 私 49 〕
(これらの地域の地先海岸、地先島しょ及び地先岩礁を含む。)		
合 計		1,346  〔 国 956 〕 〔 公 85 〕 〔 私 305 〕

(表3 : 第1種特別地域内訳表)

名称	区	域	区域の概況	面積 (ha)
三里松原	福岡県遠賀郡岡垣町内 国有林福岡森林管理署遠賀川森林計画区 3104林班及び3105林班の全部並びに3103 林班の一部		三里松原は、本県最大規模の松林で、前面の砂丘から林内に かけての下層植生も発達しており、本県定公園を代表する白砂 青松の海岸景観を形成しており、優れた風致の保護を図るべき 場所である。	446 〔 国 426 公 0 私 20 〕
波津、鐘崎海岸	福岡県遠賀郡岡垣町 大字波津の一部 福岡県宗像市 鐘崎の一部		響灘に面する東側波津城から黒崎鼻までの海岸線は急峻な断 崖で風衛低木林地帯となっている。西端は陸繁島の鐘の岬で、 佐屋形山のイヌマキは県の天然記念物に指定されており、優れ た風致の保護を図るべき場所である。	71 〔 国 0 公 9 私 62 〕
勝島、草崎、さ つき松原海岸	福岡県宗像市内 国有林福岡森林管理署福岡森林計画区 113林班の一部 福岡県宗像市 神湊、田野及びび江口の各一部		さつき松原は、藩政時代に植林されたクロマツ林で、樹間に は10数種の海浜植物も茂り、自然林に近い状態で保全されてお り、優れた風致の保護を図るべき場所である。	109 〔 国 89 公 19 私 1 〕
勝浦、梅津、渡 半島海岸線	福岡県福津市内 国有林福岡森林管理署福岡森林計画区 112林班の一部 福岡県福津市 勝浦及び渡の各一部		勝浦海岸から白石浜を経て、渡半島北部の東泊地区にかけて は、本県定公園を代表する白砂青松の海岸景観を形成してお り、優れた風致の保護を図るべき場所である。	114 〔 国 36 公 10 私 68 〕

名称	区 域	区域の概況	面積 (ha)					
津屋崎、宮司、 福岡、古賀、新 宮松原海岸	福岡県福岡市及び糟屋郡新宮町内 国有林福岡森林管理署福岡森林計画区 45林班及びび111林班の各一部  福岡県福岡市 花見が浜3丁目、津屋崎及びび宮司の各一部  福岡県古賀市 久保、古賀及びび鹿部の各一部  福岡県糟屋郡新宮町 大字上府及びび大字下府の各一部	津屋崎松原から新宮松原にかけての松原は、本国立公園を代表する白砂青松の海岸景観を形成しており、優れた風致の保護を図るべき場所である。	<table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">130</td> <td rowspan="4" style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">}</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">国</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">公</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">私</td> </tr> </table>	130	}	国	公	私
130	}							
国								
公								
私								
中地山、三苫、 奈多、海の中道 海岸	福岡県福岡市内 国有林福岡森林管理署福岡森林計画区 47林班及びび48林班の各一部  福岡県福岡市東区 大字三苫、大字奈多及びび大字西戸崎の 各一部	本国立公園を代表する白砂青松の海岸景観を形成しており、優れた風致の保護を図るべき場所である。	<table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">117</td> <td rowspan="4" style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">}</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">国</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">公</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">私</td> </tr> </table>	117	}	国	公	私
117	}							
国								
公								
私								

名称	区 域	区域の概況	面積 (ha)
立花山一帯	福岡県福岡市、糟屋郡新宮町、糟屋郡久山町内 国有林福岡森林管理署福岡森林計画区51林班及び52林班の各一部 福岡県福岡市東区 大字下原の一部	国指定天然記念物に指定されているクスノキ原生林を主体とした森林景観を有しており、優れた風致を保護すべき場所である。	99 〔 国 99 〕 〔 公 0 〕 〔 私 0 〕
生の松原、長垂山海岸	福岡県福岡市西区 大字下山門の一部	海岸線と松林が織り成す、本国定公園を代表する白砂青松の海岸景観を形成しており、優れた風致の保護を図るべき場所である。	19 〔 国 0 〕 〔 公 19 〕 〔 私 0 〕
毘沙門山、大原小田海岸	福岡県福岡市内 国有林福岡森林管理署福岡森林計画区61林班の一部 福岡県福岡市西区 大字今津の一部	海岸線と松林が織り成す、本国定公園を代表する白砂青松の海岸景観を形成しており、優れた風致の保護を図るべき場所である。	19 〔 国 11 〕 〔 公 8 〕 〔 私 0 〕
玄界島	福岡県福岡市西区 大机島、小机島、柱島及び黒瀬の全部	玄海島の属島である本地域は、ウミウ、ヒメウ等の海洋性鳥類の生息、繁殖地であり、野生動物植物の生息・生育地として重要であることから、優れた風致を保護すべき場所である。	1 〔 国 0 〕 〔 公 0 〕 〔 私 1 〕

名称	区 域	区域の概況	面積 (ha)								
野北、幣の松原、 芥屋海岸、及び 立石山一帯	福岡県糸島市内 国有林福岡森林管理署福岡森林計画区 66林班の全部並びに62林班、64林班及 び65林班の各一部 福岡県糸島市 志摩野北、志摩小金丸及び志摩芥屋の 各一部	幣の松原、芥屋の大門及び立石山一帯は優れた景観地である ことから、優れた風致を保護すべき場所である。	<table border="0"> <tr> <td></td> <td>209</td> </tr> <tr> <td>[ 国</td> <td>178</td> </tr> <tr> <td>公</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>私</td> <td>26</td> </tr> </table>		209	[ 国	178	公	5	私	26
	209										
[ 国	178										
公	5										
私	26										
福吉、姉子、鹿 家海岸	福岡県糸島市内 国有林福岡森林管理署福岡森林計画区 69林班の一部 福岡県糸島市 二丈吉井及び二丈鹿家の各一部	海岸線と松林が織り成す、本国定公園を代表する白砂青松の 海岸景観を形成しており、優れた風致の保護を図るべき場所 である。	<table border="0"> <tr> <td></td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>[ 国</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>公</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>私</td> <td>10</td> </tr> </table>		12	[ 国	1	公	1	私	10
	12										
[ 国	1										
公	1										
私	10										
	合 計		<table border="0"> <tr> <td></td> <td>1,346</td> </tr> <tr> <td>[ 国</td> <td>956</td> </tr> <tr> <td>公</td> <td>85</td> </tr> <tr> <td>私</td> <td>305</td> </tr> </table>		1,346	[ 国	956	公	85	私	305
	1,346										
[ 国	956										
公	85										
私	305										

(イ) 第2種特別地域

次の区域を第2種特別地域とする。

(表4 : 第2種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
福岡県 (北九州市)	北九州市内 国有林福岡森林管理署遠賀川森林計画区 3109林班の一部  北九州市若松区 大字有毛及び大字乙丸の各一部	53   〔 国 23 〕 〔 公 0 〕 〔 私 30 〕
(福岡市)	福岡市内 国有林福岡森林管理署福岡森林計画区 59林班及び61林班の各一部  福岡市東区 大字志賀島及び大字勝馬の各一部 福岡市西区 大字能古、大字玄界島、大字今宿青木、大字今津、 大字小田、大字宮浦、大字西浦及び大字上原の各一 部	464   〔 国 44 〕 〔 公 48 〕 〔 私 372 〕
(宗像市)	宗像市内 国有林福岡森林管理署福岡森林計画区 113林班の一部  宗像市 神湊及び地島の各一部	76   〔 国 14 〕 〔 公 21 〕 〔 私 41 〕
(福津市)	福津市内 国有林福岡森林管理署福岡森林計画区 112林班の一部  福津市 渡、津屋崎、宮司及び在自の各一部	198   〔 国 6 〕 〔 公 7 〕 〔 私 185 〕
(糸島市)	糸島市 加布里、二丈浜窪、二丈田中、二丈松末、 二丈深江、二丈福井、二丈吉井、二丈鹿家、 志摩野北、志摩桜井、志摩船越、志摩小富士、 志摩御床及び志摩姫島の各一部	534   〔 国 0 〕 〔 公 71 〕 〔 私 463 〕

都道府県名	区 域	面積 (ha)
(新宮町)	糟屋郡新宮町 大字相島の一部	86 〔 国 0 〕 〔 公 7 〕 〔 私 79 〕
(これらの地域の地先海岸、地先島しょ及び地先岩礁を含む。)		
合 計		1,411 〔 国 87 〕 〔 公 154 〕 〔 私 1,170 〕

(表5 : 第2種特別地域内訳表)

名称	区	域	区域の概況	面積 (ha)								
遠見ヶ鼻、岩屋海岸	福岡県北九州市内 国有林福岡森林管理署遠賀川森林計画区 3109林班の一部	福岡県北九州市若松区 大字有毛及び大字乙丸の各一部	本地区は、北九州市でも数少ない自然海岸の一部であり、白砂と断崖及び岩礁が織り成す景観は雄大であり、良好な風致の維持を図る必要性が高い地区である。	<table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>53</td> </tr> <tr> <td>公</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>私</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>30</td> </tr> </table>	国	53	公	23	私	0	計	30
国	53											
公	23											
私	0											
計	30											
地島	福岡県宗像市内 国有林福岡森林管理署福岡森林計画区 113林班の一部	福岡県宗像市 地島の一部	響灘と玄海灘を分ける線上にある孤島で、東側は断崖、西側は比較的なだらかな地形であり、良好な風致の維持を図る必要性が高い地区である。	<table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>34</td> </tr> <tr> <td>公</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>私</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>13</td> </tr> </table>	国	34	公	0	私	21	計	13
国	34											
公	0											
私	21											
計	13											
勝島、草崎、さつき松原海岸	福岡県宗像市内 国有林福岡森林管理署福岡森林計画区 113林班の一部	福岡県宗像市 神湊の一部	藤島は海洋性鳥類の生息地であり、良好な風致の維持を図る必要性が高い地区である。	<table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>公</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>私</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>28</td> </tr> </table>	国	42	公	14	私	0	計	28
国	42											
公	14											
私	0											
計	28											
勝浦、梅津、渡半島海岸	福岡県福津市内 国有林福岡森林管理署福岡森林計画区 112林班の一部		大峰山を中心とし、ヤブツバキの原生林やシイ、カシの二次林などからなり、良好な風致の維持を図る必要性が高い地区である。	81								

名称	区 域	区域の概況	面積 (ha)		
			国	公	私
	福岡県福津市 渡の一部		6	7	68
宮地岳、在自山 一帯	福岡県福津市 津屋崎、宮司及び在自の各一部	宮地岳、在自山一帯は宮地嶽神社、宮地岳古墳などの史跡が存在する森林地帯であり、良好な風致の維持を図る必要性が高い地区である。	117	0	0
相島	福岡県糟屋郡新宮町 大字相島の一部	自然の風景が維持されている島であることから、良好な風致の維持を図る必要性が高い地区である。	86	0	79
志賀島	福岡県福岡市東区 大字志賀島及び大字勝馬の各一部	本島は、博多湾を抱く海ノ中道の先端にあり、歴史と自然の有名であり、良好な風致の維持を図る必要性が高い地区である。	113	0	33
能古島	福岡県福岡市西区 大字能古の一部	本島は、博多湾内に位置する島であり、自然の風景が維持されていることから、良好な風致の維持を図る必要性が高い地区である。	110	0	109

名称	区 域	区域の概況	面積 (ha)								
玄海島	福岡県福岡市西区 大字玄界島の一部	本島は博多湾の出口に位置する周囲4.4kmの島であり、良好な風致の維持を図る必要性が高い地区である。	<table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>34</td> </tr> <tr> <td>公</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>私</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>34</td> </tr> </table>	国	34	公	0	私	0	計	34
国	34										
公	0										
私	0										
計	34										
生の松原、 長垂山海岸	福岡県福岡市西区 大字今宿青木の一部	長垂山に隣接する海岸沿いの区域であり、良好な風致の維持を図る必要性が高い地区である。	<table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>51</td> </tr> <tr> <td>公</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>私</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>50</td> </tr> </table>	国	51	公	0	私	1	計	50
国	51										
公	0										
私	1										
計	50										
高祖山、 叶ヶ岳一帯	福岡県福岡市内 国有林福岡森林管理署福岡森林計画区 59林班の一部 福岡県福岡市西区 大字上原の一部	本地域は、標高400m前後の自然林を主とした山地で、山頂からの眺望はすばらしく、尾根の歩道は絶好のハイキングコースとなっており、良好な風致の維持を図る必要性が高い地区である。	<table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td>公</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td>私</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>0</td> </tr> </table>	国	43	公	43	私	0	計	0
国	43										
公	43										
私	0										
計	0										
毘沙門山、大原、 小田浜海岸	福岡県福岡市内 国有林福岡森林管理署福岡森林計画区 61林班の一部 福岡県福岡市西区 大字今津、大字小田及び大字宮浦の 各一部	長浜海岸及び小田海岸沿いの区域であり、良好な風致の維持を図る必要性が高い地区である。	<table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td>公</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>私</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>22</td> </tr> </table>	国	36	公	1	私	13	計	22
国	36										
公	1										
私	13										
計	22										

名称	区 域	区域の概況	面積 (ha)								
灘山・蒙古山、 桜井、二見ヶ浦、 野北彦山一帯	福岡県福岡市西区 大字西浦の一部 福岡県糸島市 志摩野北及び志摩桜井の各一部	本地区は、糸島半島の最北端に位置し、白砂と絶壁が織りなす海岸の景観はすばらしく、良好な風致の維持を図る必要性が高い地区である。	<table border="0"> <tr><td>国</td><td>171</td></tr> <tr><td>公</td><td>0</td></tr> <tr><td>私</td><td>1</td></tr> <tr><td></td><td>170</td></tr> </table>	国	171	公	0	私	1		170
国	171										
公	0										
私	1										
	170										
姫島	福岡県糸島市 志摩姫島の一部	糸島半島の西方に位置する周囲3kmの島であり、良好な風致の維持を図る必要性が高い地区である。	<table border="0"> <tr><td>国</td><td>47</td></tr> <tr><td>公</td><td>0</td></tr> <tr><td>私</td><td>0</td></tr> <tr><td></td><td>47</td></tr> </table>	国	47	公	0	私	0		47
国	47										
公	0										
私	0										
	47										
船越・寺山海岸 及び小富士・ 松末一帯	福岡県糸島市 志摩船越、志摩小富士、志摩御床、 加布里、二丈松末、二丈浜窪及び 二丈田中の各一部	可也山は、死火山で花崗岩から成っており、「糸島富士」と呼ばれる美景の山であり、良好な風致の維持を図る必要性が高い地区である。	<table border="0"> <tr><td>国</td><td>256</td></tr> <tr><td>公</td><td>0</td></tr> <tr><td>私</td><td>4</td></tr> <tr><td></td><td>252</td></tr> </table>	国	256	公	0	私	4		252
国	256										
公	0										
私	4										
	252										
深江、大入、 松原白浜海岸	福岡県糸島市 二丈深江及び二丈福井の各一部	深江海岸については、良好な風致の維持を図る必要性が高い地区である。	<table border="0"> <tr><td>国</td><td>19</td></tr> <tr><td>公</td><td>0</td></tr> <tr><td>私</td><td>1</td></tr> <tr><td></td><td>18</td></tr> </table>	国	19	公	0	私	1		18
国	19										
公	0										
私	1										
	18										

名称	区 域	区域の概況	面積 (ha)				
十坊山一帯	福岡県糸島市 二丈吉井及び二丈鹿家の各一部	優れた森林景観を有しており、良好な風致の維持を図る必要性が高い地区である。	<table border="0"> <tr> <td style="text-align: center;">77</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〔 国 0 〕</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〔 公 63 〕</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〔 私 14 〕</td> </tr> </table>	77	〔 国 0 〕	〔 公 63 〕	〔 私 14 〕
77							
〔 国 0 〕							
〔 公 63 〕							
〔 私 14 〕							
福吉・姉子鹿家海岸	福岡県糸島市 二丈吉井及び二丈鹿家の各一部	国道及びJR沿線であり、優れた海岸景観を有しており、良好な風致の維持を図る必要性が高い地区である。	<table border="0"> <tr> <td style="text-align: center;">41</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〔 国 0 〕</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〔 公 2 〕</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〔 私 39 〕</td> </tr> </table>	41	〔 国 0 〕	〔 公 2 〕	〔 私 39 〕
41							
〔 国 0 〕							
〔 公 2 〕							
〔 私 39 〕							
		合 計	<table border="0"> <tr> <td style="text-align: center;">1,411</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〔 国 87 〕</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〔 公 154 〕</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〔 私 1,170 〕</td> </tr> </table>	1,411	〔 国 87 〕	〔 公 154 〕	〔 私 1,170 〕
1,411							
〔 国 87 〕							
〔 公 154 〕							
〔 私 1,170 〕							

(ウ) 第3種特別地域

次の区域を第3種特別地域とする。

(表6 : 第3種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
福岡県 (福岡市)	福岡市内 国有林福岡森林管理署福岡森林計画区 58林班の全部並びに47林班、52林班、59林班及び 61林班の各一部  福岡市東区 大字三苫、大字志賀島、大字勝馬、大字下原、下 原三丁目及び大字香椎の各一部  福岡市西区 大字能古、大字玄界島、大字今津、大字宮浦、大 字西浦、大字上原及び大字羽根戸の各一部	1,111 〔 国 130 公 50 私 931 〕
(宗像市)	宗像市内 国有林福岡森林管理署福岡森林計画区 114林班の全部並びに113林班の一部  宗像市 鐘崎、神湊、田野、江口、地島、田島、吉田及び 多禮の各一部	453 〔 国 56 公 12 私 385 〕
(古賀市)	古賀市 古賀及び鹿部の各一部	46 〔 国 0 公 0 私 46 〕
(福津市)	福津市内 国有林福岡森林管理署福岡森林計画区 112林班の一部  福津市 花見が浜3丁目、勝浦、渡及び宮司の各一部	123 〔 国 4 公 0 私 119 〕

都道府県名	区 域	面積 (ha)
(糸島市)	糸島市内 国有林福岡森林管理署福岡森林計画区 60林班、62林班、64林班、65林班及び69林班の 各一部  糸島市 高祖、二丈福井、志摩野北、志摩桜井、志摩 芥屋、志摩小金丸、志摩西貝塚及び志摩岐志の 各一部	1,029  〔 国 123 公 21 私 885 〕
(新宮町)	糟屋郡新宮町内 国有林福岡森林管理署福岡森林計画区 51林班及び47林班の各一部  糟屋郡新宮町 大字湊、大字上府、大字立花口及び大字原上 の各一部	196  〔 国 19 公 17 私 160 〕
(久山町)	糟屋郡久山町内 国有林福岡森林管理署福岡森林計画区 52林班の一部	5  〔 国 5 公 0 私 0 〕
(岡垣町)	遠賀郡岡垣町 大字波津の一部	65  〔 国 0 公 0 私 65 〕
(これらの地域の地先海岸、地先島しょ及び地先岩礁を含む。)		
合 計		3,028  〔 国 337 公 100 私 2,591 〕

(表7 : 第3種特別地域内訳表)

名称	区	域	区域の概況	面積 (ha)								
波津・鐘崎海岸	福岡県遠賀郡岡垣町 大字波津の一部 福岡県宗像市 鐘崎の一部		第1種特別地域に隣接した区域であり、農林業との調整を図りながら、風致の維持を図る必要性が高い地域である。	<table border="1"> <tr><td>国</td><td>70</td></tr> <tr><td>公</td><td>0</td></tr> <tr><td>私</td><td>1</td></tr> <tr><td></td><td>69</td></tr> </table>	国	70	公	0	私	1		69
国	70											
公	0											
私	1											
	69											
勝島・草崎、さつき松原海岸	福岡県宗像市内 国有林福岡森林管理署福岡森林計画区 113林班の一部 福岡県宗像市 田野、江口及び神湊の各一部		第1種特別地域に隣接した区域であり、農林業との調整を図りながら、風致の維持を図る必要性が高い地域である。	<table border="1"> <tr><td>国</td><td>164</td></tr> <tr><td>公</td><td>34</td></tr> <tr><td>私</td><td>4</td></tr> <tr><td></td><td>126</td></tr> </table>	国	164	公	34	私	4		126
国	164											
公	34											
私	4											
	126											
地島	福岡県宗像市 地島の一部		第2種特別地域に隣接した区域であり、農林業との調整を図りながら、風致の維持を図る必要性が高い地域である。	<table border="1"> <tr><td>国</td><td>119</td></tr> <tr><td>公</td><td>0</td></tr> <tr><td>私</td><td>6</td></tr> <tr><td></td><td>113</td></tr> </table>	国	119	公	0	私	6		113
国	119											
公	0											
私	6											
	113											
鎮国寺 宗像大社一帯	福岡県宗像市内 国有林福岡森林管理署福岡森林計画区 114林班の全部 福岡県宗像市 吉田、多禮及び田島の各一部		鎮国寺や宗像大社などの仏閣があり、風致の維持を図る必要性が高い地域である。	<table border="1"> <tr><td>国</td><td>165</td></tr> <tr><td>公</td><td>22</td></tr> <tr><td>私</td><td>1</td></tr> <tr><td></td><td>142</td></tr> </table>	国	165	公	22	私	1		142
国	165											
公	22											
私	1											
	142											

名称	区 域	区域の概況	面積 (ha)
勝浦、梅津、 渡半島海岸	福岡県福津市内 国有林福岡森林管理署福岡森林計画区 112林班の一部 福岡県福津市 勝浦及び渡の各一部	第1種特別地域に隣接した区域であり、農林業との調整を図りながら、風致の維持を図る必要性が高い地域である。	113 〔 国 4 公 0 私 109 〕
宮地岳一帯	福岡県福津市 宮司の一部	第2種特別地域に隣接した区域であり、農林業との調整を図りながら、風致の維持を図る必要性が高い地域である。	8 〔 国 0 公 0 私 8 〕
津屋崎・宮司・ 福岡・古賀・ 新宮松原海岸	福岡県福津市 花見が浜3丁目の一部 福岡県古賀市 古賀及び鹿部の各一部	第1種特別地域に隣接した区域であり、農林業との調整を図りながら、風致の維持を図る必要性が高い地域である。	48 〔 国 0 公 0 私 48 〕
中地山・三苫・ 奈多・海の中道 海岸	福岡県福岡市内、糟屋郡新宮町内 国有林福岡森林管理署福岡森林計画区 47林班の一部 福岡県福岡市東区 大字三苫の一部 福岡県糟屋郡新宮町 大字湊及び大字上府の各一部	第1種特別地域に隣接した区域であり、農林業との調整を図りながら、風致の維持を図る必要性が高い地域である。	81 〔 国 5 公 7 私 69 〕

名称	区 域	区域の概況	面積 (ha)								
立花山一帯	福岡県福岡市内、糟屋郡新宮町内及び粕屋郡久山町内 国有林福岡森林管理署福岡森林計画区51林班及び52林班の各一部 福岡県福岡市東区 大字下原、下原三丁目及び大字香椎の各一部 福岡県粕糟屋新宮町 大字立花口及び大字原上の各一部	第1種特別地域に隣接した区域であり、農林業との調整を図りながら、風致の維持を図る必要性が高い地域である。	<table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>255</td> </tr> <tr> <td>公</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>私</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>私</td> <td>206</td> </tr> </table>	国	255	公	25	私	24	私	206
国	255										
公	25										
私	24										
私	206										
志賀島	福岡県福岡市東区 大字志賀島及び大字勝馬の各一部	第2種特別地域に隣接した区域であり、農林業との調整を図りながら、風致の維持を図る必要性が高い地域である。	<table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>216</td> </tr> <tr> <td>公</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>私</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>私</td> <td>215</td> </tr> </table>	国	216	公	0	私	1	私	215
国	216										
公	0										
私	1										
私	215										
能古島	福岡県福岡市内 国有林福岡森林管理署福岡森林計画区61林班の一部 福岡県福岡市西区 大字能古の一部	第2種特別地域に隣接した区域であり、農林業との調整を図りながら、風致の維持を図る必要性が高い地域である。	<table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>177</td> </tr> <tr> <td>公</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>私</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>私</td> <td>170</td> </tr> </table>	国	177	公	7	私	0	私	170
国	177										
公	7										
私	0										
私	170										
玄界島	福岡県福岡市西区 大字玄界島の一部	第2種特別地域に隣接した区域であり、農林業との調整を図りながら、風致の維持を図る必要性が高い地域である。	<table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>61</td> </tr> <tr> <td>公</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>私</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>私</td> <td>61</td> </tr> </table>	国	61	公	0	私	0	私	61
国	61										
公	0										
私	0										
私	61										

名称	区 域	区域の概況	面積 (ha)								
高祖山・ 叶ヶ岳一帯	福岡県福岡市内、糸島市内 国有林福岡森林管理署福岡森林計画区 58林班の全部及び59林班及び60林班 の各一部 福岡県福岡市西区 大字上原及び大字羽根戸の各一部 福岡県糸島市 高祖の一部	第2種特別地域に隣接した区域であり、農林業との調整を図りながら、風致の維持を図る必要性が高い地域である。	<table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td style="text-align: right;">408</td><td rowspan="3" style="font-size: 2em;">}</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">国</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">196</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">公</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">37</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">私</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">175</td></tr> </table>	408	}	国	196	公	37	私	175
408	}										
国											
196											
公											
37											
私											
175											
毘沙門山・大原、 小田海岸	福岡県福岡市西区 大字今津の一部	第1種特別地域に隣接した区域であり、農林業との調整を図りながら、風致の維持を図る必要性が高い地域である。	<table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td style="text-align: right;">143</td><td rowspan="3" style="font-size: 2em;">}</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">国</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">0</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">公</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">0</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">私</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">143</td></tr> </table>	143	}	国	0	公	0	私	143
143	}										
国											
0											
公											
0											
私											
143											
灘山・蒙古山 桜井・二見ヶ浦 野北彦山一帯	糸島市内 国有林福岡森林管理署福岡森林計画区 62林班の一部 福岡県福岡市西区 大字宮浦及び大字西浦の各一部 福岡県糸島市 志摩桜井及び志摩野北の各一部	第2種特別地域に隣接した区域であり、農林業との調整を図りながら、風致の維持を図る必要性が高い地域である。	<table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td style="text-align: right;">373</td><td rowspan="3" style="font-size: 2em;">}</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">国</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">6</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">公</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">4</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">私</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">363</td></tr> </table>	373	}	国	6	公	4	私	363
373	}										
国											
6											
公											
4											
私											
363											

名称	区 域	区域の概況	面積 (ha)
野北・幣の松原、 芥屋海岸、立石山 一帯	福岡県糸島市 国有林福岡森林管理署福岡森林計画区 62林班、64林班及び65林班の各一部  福岡県糸島市 志摩野北、志摩小金丸、志摩西貝塚、 志摩岐志及び志摩芥屋の各一部	第1種特別地域に隣接した区域であり、農林業との調整を図りながら、風致の維持を図る必要性が高い地域である。	615 30 12 573 〔 国 公 私 〕
深江・大入、 松原白浜海岸一帯	福岡県糸島市内 国有林福岡森林管理署福岡森林計画区 69林班の一部  福岡県糸島市 二丈福井の一部	第2種特別地域に隣接した区域であり、農林業との調整を図りながら、風致の維持を図る必要性が高い地域である。	12 8 3 1 〔 国 公 私 〕
		合 計	2,012 462 836 714 〔 国 公 私 〕

イ 関連事項

(ア) 普通地域

普通地域の区域は次のとおりとする。

(表8 : 普通地域表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)												
福岡県 (北九州市)	北九州市若松区 大字有毛の一部	<table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td></td><td>1</td></tr> <tr><td rowspan="3" style="font-size: 2em;">[</td><td>国</td><td>0</td></tr> <tr><td>公</td><td>0</td></tr> <tr><td>私</td><td>1</td></tr> <tr><td style="font-size: 2em;">]</td><td></td><td></td></tr> </table>		1	[	国	0	公	0	私	1	]		
	1													
[	国	0												
	公	0												
	私	1												
]														
(福岡市)	福岡市内 国有林福岡森林管理署福岡森林計画区 48林班の一部  福岡市東区 大字奈多の一部  福岡市西区 大字下山門、大字今宿青木、大字青木及び 大字西浦の各一部	<table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td></td><td>43</td></tr> <tr><td rowspan="3" style="font-size: 2em;">[</td><td>国</td><td>8</td></tr> <tr><td>公</td><td>0</td></tr> <tr><td>私</td><td>35</td></tr> <tr><td style="font-size: 2em;">]</td><td></td><td></td></tr> </table>		43	[	国	8	公	0	私	35	]		
	43													
[	国	8												
	公	0												
	私	35												
]														
(宗像市)	宗像市内 国有林福岡森林管理署福岡森林計画区 113林班の一部	<table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td></td><td>3</td></tr> <tr><td rowspan="3" style="font-size: 2em;">[</td><td>国</td><td>3</td></tr> <tr><td>公</td><td>0</td></tr> <tr><td>私</td><td>0</td></tr> <tr><td style="font-size: 2em;">]</td><td></td><td></td></tr> </table>		3	[	国	3	公	0	私	0	]		
	3													
[	国	3												
	公	0												
	私	0												
]														
(福津市)	福津市 西福間、津屋崎及び宮司の各一部	<table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td></td><td>9</td></tr> <tr><td rowspan="3" style="font-size: 2em;">[</td><td>国</td><td>0</td></tr> <tr><td>公</td><td>4</td></tr> <tr><td>私</td><td>5</td></tr> <tr><td style="font-size: 2em;">]</td><td></td><td></td></tr> </table>		9	[	国	0	公	4	私	5	]		
	9													
[	国	0												
	公	4												
	私	5												
]														
(糸島市)	糸島市内 国有林福岡森林管理署福岡森林計画区 62林班の一部													

都道府県名	区 域	面積 (ha)								
	糸島市 二丈深江、二丈福井、二丈吉井、二丈鹿家、 志摩野北及び志摩芥屋の各一部	<table style="border: none; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td></td><td style="text-align: right;">27</td></tr> <tr><td style="border-left: 1px solid black;">国</td><td style="text-align: right;">5</td></tr> <tr><td style="border-left: 1px solid black;">公</td><td style="text-align: right;">5</td></tr> <tr><td style="border-left: 1px solid black;">私</td><td style="text-align: right;">17</td></tr> </table>		27	国	5	公	5	私	17
	27									
国	5									
公	5									
私	17									
(新宮町)	糟屋郡新宮町 大字下府の一部	<table style="border: none; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td></td><td style="text-align: right;">2</td></tr> <tr><td style="border-left: 1px solid black;">国</td><td style="text-align: right;">0</td></tr> <tr><td style="border-left: 1px solid black;">公</td><td style="text-align: right;">2</td></tr> <tr><td style="border-left: 1px solid black;">私</td><td style="text-align: right;">0</td></tr> </table>		2	国	0	公	2	私	0
	2									
国	0									
公	2									
私	0									
(これらの地域の地先海岸、地先島しょ及び地先岩礁を含む。)										
合 計		<table style="border: none; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td></td><td style="text-align: right;">85</td></tr> <tr><td style="border-left: 1px solid black;">国</td><td style="text-align: right;">16</td></tr> <tr><td style="border-left: 1px solid black;">公</td><td style="text-align: right;">11</td></tr> <tr><td style="border-left: 1px solid black;">私</td><td style="text-align: right;">58</td></tr> </table>		85	国	16	公	11	私	58
	85									
国	16									
公	11									
私	58									

ウ 面積内訳

(ア) 地域地区別土地所有面積  
(表9：地域地区別土地所有面積総括表)

(単位：面積ha、比率%)

地域区分	特別地域												普通地域 (陸域)			合計 (陸域)			海域公園 地区	普通地域 (海域)	合計 (海域)	
	特別保護地区			第1種			第2種			第3種												
土地所有者別	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私				
土地所有者別面積	0	0	0	956	85	305	87	154	1,170	337	100	2,591	16	11	58	1,396	350	4,124				
地種区分別面積 (比率)				1,346 (22.9)			1,411 (24.0)			3,028 (51.6)												
地域地区別面積 (比率)	0 (0.0)									5,785 (100.0)												
地域別面積 (比率)										5,785 (100.0)			85 (1.5)			5,870 (100.0)			0 (0.0)	38,446 (100.0)	38,446 (100.0)	
																	合計(陸域・海域)			44,316		



(イ) 地域地区別市町村面積  
 (表10：地域地区別市町村別面積総括表)

地域地区 市町村名		特別地域					普通 地域 (陸域)	合計 (陸域) (B)	海域 公園 地区	普通 地域 (海域)	合計 (海域) (A')	
		特 保	第 一 種	第 二 種	第 三 種	小 計						
福岡県	北九州市	0	0	53	0	53	1	54	0	38,446	38,446	
	福岡市	0	194	464	1,111	1,769	43	1,812				
	宗像市	0	151	76	453	680	3	683				
	古賀市	0	45	0	46	91	0	91				
	福津市	0	147	198	123	468	9	477				
	糸島市	0	221	534	1,029	1,784	27	1,811				
	糟屋郡	新宮町	0	97	86	196	379	2				381
		久山町	0	16	0	5	21	0				21
	遠賀郡	岡垣町	0	475	0	65	540	0				540
合計		0	1,346	1,411	3,028	5,785	85	5,870	0	38,446	38,446	



3 施設計画

(1) 施設計画

ア 利用施設計画

(ア) 集団施設地区

集団施設地区を次のとおりとする。

(表10：集団施設地区表)

番号	名称	区域	計画目標	整備計画区 及び基盤施設	整備方針	面積 (ha)							
						国	公	私					
1	休暇村志賀島	福岡市東区大字勝馬の一部	<p>本地域は、海水浴場としての条件に恵まれ、大都市に隣接した野外レクリエーション地として適しているため、四季を通じた利用計画とする。</p>	中央部	利用者の利便性を考慮した宿舎を主体に、博物展示施設や園地及び運動広場などの整備を図る。								
				南部	玄界灘の眺望を楽しむための展望施設や園地の整備を図る。								
				北部	景観が優れた砂浜を保護するとともに海辺の利用増進のための施設の整備を図る								
				道路	管理道、園路								
				給水施設	給水棟								
				面積計						国	公	私	
										0	0	49.8	
			49.8										
2	渡半島	福岡県福津市渡の一部	<p>本地域は、福岡、北九州都市圏の中間に位置し、日本海の荒波と雄大な岸壁、そして白砂青松とタブ、ハマヒサカキ、マテバジイ等海岸特有の植生に覆われた優れた自然環境を呈している。</p> <p>地区内の大峰山からは、遠く沖ノ島、壱岐、対馬が眺められ、風光明媚なところであり、四季を通じた自然との触れあいの場として、また山と海の双方が探勝できる地区として恵まれている。</p> <p>家族連れや青少年の野外活動の場として総合的な施設整備を計画する。</p>	宿泊施設区	利用者の利便性を考慮した宿舎を主体とした整備を図る。								
				野営施設区	野外活動を行うための野営場施設の整備を図る。								
				休養園設区	野外レクリエーション地として、運動広場や展望施設の整備を図る。								
				自然探勝区	四季を通じて自然触れ合うための園地や休憩所の整備を図る。								
				道路	管理道、園路								
				給水施設	給水棟								
				管理施設	管理棟								
				面積計						国	公	私	
			0	6.5	0								
			6.5										



(イ) 単独施設

単独施設を次のとおりである。

(表11 : 単独施設表)

番号	種類	位置	整備方針	告示年月日
1	宿舎	福岡県北九州市若松区(遠見ヶ鼻)	当該地は都市の近郊に位置しており、自然探勝や野外レクリエーションなどを滞在型として利用できるように宿舎を整備する。	平成2年2月13日
2	園地	福岡県北九州市若松区(遠見ヶ鼻)	自然海岸や松原などを利用し、自然探勝や野外レクリエーションなど利用促進のため、園地を整備する。	平成2年2月13日
3	水族館	福岡県北九州市若松区(岩屋)	海洋生物などの生物多様性の啓発のため水族館を整備する。	平成2年2月13日
4	宿舎	福岡県宗像市(鐘崎)	滞在型の優れた海水浴場として親しまれており、その利用の促進を図るため、宿舎を整備する。	平成2年2月13日
5	公衆便所	福岡県宗像市(鐘崎)	鐘崎周辺の利用促進のため、公衆便所を整備する。	平成2年2月13日
6	ゴルフ場	福岡県宗像市(江口)	自然公園の利用促進のため、ゴルフ場を整備する。	昭和31年6月1日
7	公衆便所	福岡県宗像市(江口)	快適な公園利用の促進のため、公衆便所を整備する。	平成2年2月13日
8	園地	福岡県宗像市(神湊)	海浜の風景鑑賞等自然と積極的なふれあいを図るため、園地を整備する。	平成2年2月13日

番号	種類	位置	整備方針	告示年月日
9	宿舎	福岡県宗像市(勝島)	自然景観の優れた海域であり、公園利用の促進のため、宿舎を整備する。	平成2年2月13日
10	舟遊場	福岡県宗像市(勝島)	自然景観の優れた海域であり、公園利用の促進のため、舟遊場を整備する。	平成2年2月13日
11	園地	福岡県福津市(渡)	自然景観の優れた海域であり、公園利用の促進のため、園地を整備する。	平成2年2月13日
12	野営場	福岡県福津市(渡)	自然景観の優れた海域であり、滞在型の公園利用促進のため、野営場を整備する。	平成2年2月13日
13	宿舎	福岡県福津市(渡)	自然景観の優れた海域であり、滞在型の公園利用促進のため、宿舎を整備する。	平成2年2月13日
14	乗馬施設	福岡県福津市(渡)	自然景観の優れた海域であり、公園利用の促進のため、乗馬施設を整備する。	平成2年2月13日
15	公衆浴場	福岡県福津市(渡)	自然景観の優れた海域であり、公園利用の促進のため、公衆浴場を整備する。	平成2年2月13日
16	運動場	福岡県福津市(渡)	自然景観の優れた海域であり、公園利用の促進のため、運動場を整備する。	平成2年2月13日
17	ゴルフ場	福岡県古賀市(向浜)	自然公園の利用促進のため、ゴルフ場を整備する。	昭和31年6月1日
18	運動場	福岡県糟屋郡新宮町(湊)	利用者の自然との積極的なふれあい推進のため、運動場を整備する。	平成2年2月13日

番号	種類	位置	整備方針	告示年月日
19	宿舎	福岡県糟屋郡新宮町(湊)	利用者の自然との積極的なふれあい推進のため、宿舎を整備する。	平成2年2月13日
20	舟遊場	福岡県糟屋郡新宮町(湊)	利用者の自然との積極的なふれあい推進のため、舟遊場を整備する。	平成2年2月13日
21	園地	福岡県糟屋郡新宮町(湊)	利用者の自然との積極的なふれあい推進のため園地を整備する。	平成2年2月13日
22	公衆浴場	福岡県糟屋郡新宮町(湊)	利用者の自然との積極的なふれあい推進のため、公衆浴場を整備する。	平成2年2月13日
23	園地	福岡県福岡市東区(立花山)	利用増進のため、園地を整備する。	平成2年2月13日
24	園地	福岡県福岡市東区(志賀島)	自然探勝のための園地として整備する。	平成2年2月13日
25	宿舎	福岡県福岡市東区(志賀島)	公園利用者が滞り、利用ができるように宿舎を整備する。	平成2年2月13日
26	乗馬施設	福岡県福岡市東区(志賀島)	自然とのふれあいを推進のため、乗馬施設を整備する。	平成2年2月13日
27	運動場	福岡県福岡市東区(志賀島)	自然とのふれあいを推進のため、運動場を整備する。	平成2年2月13日
28	宿舎	福岡県福岡市東区(志賀島)	滞在しながらの自然とのふれあいを推進のため、宿舎を整備する。	平成2年2月13日

番号	種類	位置	整備方針	告示年月日
29	船遊場	福岡県福岡市東区(志賀島)	自然とのふれあいを推進のため、舟遊場を整備する。	平成2年2月13日
30	展望施設	福岡県福岡市西区(能古島)	自然探勝のため展望施設を整備する。	平成2年2月13日
31	園地	福岡県福岡市西区(能古島)	博多湾に浮かぶ島であり、利用増進のため園地を整備する。	平成2年2月13日
32	宿舎	福岡県福岡市西区(能古島)	博多湾に浮かぶ島であり、利用増進のため宿舎を整備する。	平成2年2月13日
33	野営場	福岡県福岡市西区(今宿)	潜在型の自然とのふれあいを促進するため、野営場を整備する。	平成2年2月13日
34	園地	福岡県福岡市西区(今宿)	自然とのふれあいを促進するため、園地を整備する。	平成2年2月13日
35	水泳場	福岡県福岡市西区(西ノ浦)	利用者の増加のため、水泳場を整備する。	平成2年2月13日
36	舟遊場	福岡県福岡市西区(西ノ浦)	利用者の増加のため、舟遊場を整備する。	平成2年2月13日
37	宿舎	福岡県福岡市西区(西ノ浦)	潜在型の利用者の増加のため、宿舎を整備する。	平成2年2月13日
38	休憩所	福岡県福岡市西区(西ノ浦)	利用者の増加のため、休憩所を整備する。	平成2年2月13日

番号	種類	位置	整備方針	告示年月日
39	園地	福岡県糸島市(志摩桜井)	利用増進のため、園地を整備する。	昭和59年5月15日
40	野営場	福岡県糸島市(志摩桜井)	利用増進のため、野営場を整備する。	昭和59年5月15日
41	公衆便所	福岡県糸島市(志摩桜井)	利用増進のため公衆便所を整備する。	昭和59年5月15日
42	園地	福岡県糸島市(志摩桜井)	利用増進のため、園地を整備する。	昭和53年3月23日
43	公衆便所	福岡県糸島市(志摩野北及び志摩小丸)	利用増進のため、公衆便所を整備する。	昭和59年5月15日
44	ゴルフ場	福岡県糸島市(志摩芥屋)	自然公園の利用促進のため、ゴルフ場を整備する。	昭和38年3月9日
45	宿舎	福岡県糸島市(志摩町芥屋)	滞在型の利用増進のため、宿舎を整備する。	昭和44年2月6日
46	駐車場	福岡県糸島市(志摩町芥屋)	利用増進のため、駐車場を整備する。	昭和44年2月6日
47	野営場	福岡県糸島市(志摩芥屋)	利用増進のため、野営場を整備する。	昭和56年7月18日
48	宿舎	福岡県糸島市(志摩芥屋)	自然公園の利用促進のため、自然景観と調和した宿舎を整備する。	平成2年2月13日

番号	種類	位置	整備方針	告示年月日
49	公衆浴場	福岡県糸島市(志摩芥屋)	自然公園の利用促進のため、自然景観と調和した公衆浴場を整備する。	平成2年2月13日
50	園地	福岡県糸島市(志摩芥屋)	自然公園の利用促進のため、野外レクリエーション施設として、園地を整備する。	平成2年2月13日
51	乗馬施設	福岡県糸島市(志摩芥屋)	自然公園の利用促進のため、野外レクリエーション施設として、乗馬施設を整備する。	平成2年2月13日
52	運動場	福岡県糸島市(志摩芥屋)	自然公園の利用促進のため、野外レクリエーション施設として、運動場を整備する。	平成2年2月13日
53	舟遊場	福岡県糸島市(志摩芥屋)	自然公園の利用促進のため、野外レクリエーション施設として、舟遊場を整備する。	平成2年2月13日
54	園地	福岡県糸島市(志摩可也山)	利用増進のため、園地を整備する。	平成2年2月13日
55	宿舎	福岡県糸島市(二丈大入)	マリンスポーツなどの公園利用が滞在型としての増加を目指すため、宿舎を整備する。	平成2年2月13日
56	水泳場	福岡県糸島市(二丈大入)	マリンスポーツなどの公園利用の増加を目指すため、水泳場を整備する。	平成2年2月13日
57	船遊場	福岡県糸島市(二丈大入)	マリンスポーツなどの公園利用の増加を目指すため、船遊場を整備する。	平成2年2月13日
58	園地	福岡県糸島郡二丈町(鹿家)	自然探勝のため、園地を整備する。	昭和39年2月13日

番号	種類	位置	整備方針	告示年月日
59	宿舎	福岡県糸島郡二丈町(鹿家)	滞在型の自然探勝促進のため、宿舎を整備する。	昭和39年2月13日
60	展望施設	福岡県糸島郡二丈町(鹿家)	自然探勝のため、展望施設を整備する。	平成2年2月13日
61	乗馬施設	福岡県糸島郡二丈町(鹿家)	自然探勝のため、乗馬施設を整備する。	平成2年2月13日
62	船遊場	福岡県糸島郡二丈町(鹿家)	自然探勝のため、舟遊場を整備する。	平成2年2月13日
63	野営場	福岡県北九州市若松区(岩屋)	自然と親しむ施設として、野営場を整備する。	平成2年2月13日
64	広場	福岡県糸島市(志摩芥屋)	自然探勝のため、広場を整備する。	平成6年9月30日
65	駐車場	福岡県福津市(宮司)	自然探勝のため、駐車場を整備する。	平成6年9月30日



(ウ) 道路

a 車道

車道は次のとおりとする。

(表12 : 道路(車道)表)

番号	路線名	区間	主要経由地	整備方針	告示年月日
1	渡・津屋崎線	起点—福岡県福津市(渡) 終点—福岡県福津市(渡)		公園利用者の流れを確保し、利用の促進のため整備する。	昭和63年5月17日
2	芥屋線	起点—福岡県糸島市(志摩芥屋) 終点—福岡県糸島市(志摩芥屋)		公園利用者の流れを確保し、利用の促進のため整備する。	平成2年2月13日



b 自転車道

自転車道は次のとおりとする。

(表13 : 道路(自転車道)表)

番号	路線名	区間	主要 経由地	整備方針	告示年月日
1	西ノ浦・今宿線	起点—福岡県福岡市西区(生の松原) 終点—福岡県福岡市西区(今宿) 起点—福岡県福岡市西区(浜崎) 終点—福岡県福岡市西区(大原)		自然とのふれあいと公園利用の促進を図るため自転車道を整備する。	平成2年2月13日



c 歩道

歩道は次のとおりとする。

(表14 : 道路(歩道)表)

番号	路線名	区間	主要 経由地	整備方針	告示年月日
1	草崎線	起点—福岡県宗像市(神湊) 終点—福岡県宗像市(神湊)		草崎半島の自然を探勝し、山頂からの展望を楽しむための歩道として整備する。	平成2年2月13日
2	勝島線	起点—福岡県宗像市(勝島) 終点—福岡県宗像市(勝島)		勝島の自然を探勝し、島からの展望を楽しむための歩道として整備する。	平成2年2月13日
3	恋の浦線	起点—福岡県福津市(渡) 終点—福岡県福津市(渡)		玄海灘の海岸景観を探勝するための歩道として整備する。	昭和57年5月13日
4	宮地嶽線	起点—福岡県福津市(宮地) 終点—福岡県福津市(在自)	宮地嶽	宮地嶽の文化、歴史とふれあいながら自然と親しむ歩道として整備する。	昭和31年6月1日
5	北谷御固線	起点—福岡県福津市(渡地区北谷) 終点—福岡県福津市(渡地区御固)	大峰山 曾根鼻 薬師岳	大峰山からの展望や自然とのふれあいを楽しむ歩道として整備する。	昭和57年5月13日
6	立花山線	起点—福岡県福岡市東区(下原) 終点—福岡県糟屋郡新宮町(立花)	立花山	立花山の文化、歴史とふれあいながら、立石山からの展望や自然とのふれあいを楽しむ歩道として整備する。	昭和31年6月1日
7	能古島線	起点—福岡県福岡市西区(能古島) 終点—福岡県福岡市西区(能古島)		能古島の自然探勝をするための歩道として整備する。	平成2年2月13日
8	高祖山叶岳線	起点—福岡県糸島市(高祖) 終点—福岡県糸島市(高祖)	高祖山	高祖山からの展望や自然とのふれあいを楽しむ歩道として整備する。	昭和58年3月29日
9	高祖山周回線	起点—福岡県糸島市(高祖) 終点—福岡県糸島市(高祖)	高祖山	高祖山の自然探勝を楽しむための歩道として整備する。	昭和58年3月29日
10	可也山線	起点—福岡県糸島市(志摩辺田) 終点—福岡県糸島市(志摩可也山)	可也山	可也山からの展望や自然とのふれあいを楽しむ歩道として整備する。	昭和31年6月1日
11	立石山線	起点—福岡県糸島市(志摩芥屋) 終点—福岡県糸島市(志摩岐志)	立石山 福ノ浦	立石山からの展望や自然とのふれあいを楽しむ歩道として整備する。	昭和31年6月1日
12	大入線	起点—福岡県糸島市(二丈福井) 終点—福岡県糸島市(二丈福井)		配崎半島からの海岸景観や自然とのふれあいを楽しむ歩道として整備する。	平成2年2月13日



(エ) 運輸施設

運輸施設は次のとおりである。

(表15 : 運輸施設表)

番号	路線名	種類	区間	主要 経由地	整備方針	告示年月日
1	可也線	索道運輸施設 (リフト)	起点—福岡県糸島郡志摩町 (久家) 終点—福岡県糸島郡志摩町 (御床)		可也山頂の園地までの交通の便を計らい、快適な公園利用の促進のためリフトを整備する。	平成2年2月13日